

臨床医学委員会・健康・生活科学委員会合同分科会の設置について
分科会等名： 生活習慣病対策分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	臨床医学委員会 ○健康・生活科学委員会
2	委員の構成	20名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	糖尿病、脂質異常症、高血圧症、さらに、それらの結果として発症する動脈硬化性疾患やガンなどは、わが国の飽食と車社会などに代表されるライフスタイルを基盤にして年々増え続け、医療費高騰の要因になるとともに、患者本人はもとよりその家族や会社への影響も大きく、その予防対策は21世紀最大の社会的課題ともいえる。近年、国は、これらの生活習慣病発症対策として、メタボリックシンドロームの概念を基本として、特定保健指導による発症抑制という枠組みを始めたところである。 疾病対策のためのゲノム解析が医学研究の大きな基盤となってきたが、身近な疾患の多くは遺伝要因だけではなく生活習慣などの後天的要因が発症に大きく関与するため、生活習慣病という疾患概念が確立されている。 生活習慣病発症機序の解明及び対策においては、内科学や、循環器病学のような臨床医学分野、血管生物学、脂肪細胞学、遺伝子学など基礎医学分野はもとより、身体活動科学、栄養学、疫学などを基盤とした健康科学的アプローチなど広い範囲の研究分野を網羅する必要がある。そこで、臨床医学委員会と健康・生活科学委員会が合同で設置する本対策分科会が適切な提言を行うことによって生活習慣病に関する研究推進及び予防対策の実践が期待される。
4	審議事項	1. ガンを含む生活習慣病発症に対する生活習慣・環境及び遺伝素因の影響、さらにそれらの相互作用 2. 生活習慣病発症予防のための具体的な生活習慣改善方策 に係る審議に関すること
5	設置期間	時限設置 平成23年12月21日～平成26年9月30日 常設
6	備考	※新規設置